

金融ビッグバン以降多様な金融商品が生まれ、それと並行して金融に関する消費者トラブル・被害も増大しています。消費者政策の計画的・一体的な推進を図るため 2005年4月に策定された『消費者基本計画』では、そのような「消費者トラブルを効果的に抑止するために、分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールの整備」が必要であるとされ、その一環として「金融分野における投資サービス法制の検討」が行われ、2006年6月『金融商品取引法』が成立しました。

この法制の政令・内閣府令により、適正なルールに基づく勧誘・販売がされ、消費者が安心して金融商品を利用できるようになることを求め、消費者の立場から意見を述べるとともに、意見反映を要望します。

1. 広告規制について

<意見概要>

広告規制の対象等を明確にするなど、全体を通して規制が充実される方向性となっていることに賛成します。加えて、リスク情報の表示についてはメリット情報と並列するなど、比較が容易なように表示すべきと考えます。

<理由・意見>

金融商品は手にとって見るできない商品であり、消費者にとっては広告やパンフレット等が購入判断の大きな拠り所となります。その広告が、見やすくわかりやすいものであるとともに、信頼に足るものとなることで、消費者は安心して購入することができるようになります。

標記の案では、広告規制の対象、表示すべき事項、その方法を明確に示し、また、誇大広告の禁止についても各事項を明確にするなど、全体を通して規制が充実される方向性となっていることを歓迎します。さらなる充実のために、府令では文字の大きさのみが規定されているリスク情報の表示は、メリット情報との比較が容易にできるような表示とすることが必要です。

2. 勧誘についての禁止行為について

<意見概要>

勧誘についての禁止行為は一部の取引にだけ規定されていますが、全ての金融商品について、不招請勧誘や再勧誘禁止、勧誘確認の義務化が必要と考えます。また、個別の勧誘時に使用される資料においても、上記1の広告規制と同様のルールを適用することが必要です。

<理由・意見>

訪問販売、電話勧誘販売によるトラブルは消費生活相談の約半数を占め、その大きな要因として、消費者からの要請がない勧誘(不招請勧誘)に問題があるといわれています。

政令では、不招請勧誘の禁止は店頭金融先物取引のみに、いったん断った場合の再勧誘の禁止、勧誘確認義務は金融先物取引のみに指定されていますが、これらは全ての商品に適用すべきと考えます。

また、金融商品の再度の勧誘時には、個別の個人への説明資料が用意されることが一般的です。最終の購入判断はその資料により行われることが多いことを考えると、資料

においても、見やすくわかりやすく信頼できるものとする必要があり、広告規制と同様のルールの適用が必要と考えます。

3. クーリング・オフについて

<意見概要>

訪問販売や電話勧誘販売による取引契約については、一部の契約に限ることなく、全ての金融商品の取引契約をクーリング・オフの対象とすることが必要です。

<理由・意見>

クーリング・オフは、もともとは、不意打ち性に着目したものでしたが、いまはその考え方を一歩進め、商品の複雑性にも着目すべきだと考えます。

政令では投資顧問契約についてのみ規定されていますが、上記 2. で述べた通り、不招請勧誘によるトラブル・被害が多発している現状からも、また、一般商品に比べて複雑かつ高額である金融商品の特性を考えると、訪問販売や電話勧誘販売による全ての取引契約について、クーリング・オフの制度が必要であると考えます。

4. 書面交付義務について

<意見概要>

契約締結前書面の記載方法について定められた規定は、消費者への注意喚起として有効であり、賛成です。一方、契約締結時書面に記載される項目としては、苦情等の解決のための体制についての情報が必要です。

<理由・意見>

消費者にとっては全ての書面が読みやすく、わかりやすく、注意すべき点がわかるということが必須です。その意味から、今回契約締結前書面に定められた記載方法の規定では、文字の明瞭化やポイントの指定、重要事項の平易な記載などが規定され、その条件を満たすものとして、歓迎します。

また、事業者と消費者との間のトラブルは、契約締結前だけでなく締結後にも発生することは多々ありますが、府令に定められた契約締結時書面の記載事項には、苦情解決のための体制についての事項がありません。トラブル発生時の対応として、消費者には相談窓口など苦情解決のための体制についての情報が必要であり、それが契約締結時書面に記載されていることが効率的であると考えます。

5. 個人(アマ)と特定投資家(プロ)について

<意見概要>

個人(アマ)が特定投資家(プロ)に転換できる要件として3つの要件が示されていますが、全ての要件を満たすことが妥当であると考え、その旨明記を望みます。

<理由・意見>

特定投資家と呼ばれるプロと、一般投資家であるアマとで販売・勧誘に関するルールが区別されることは重要です。しかし、原則としてアマである個人(アマ)がプロへの転換の申し出をする際の転換要件として、○負債を差し引いた資産3億円以上、○投資制金融商品による資産3億円以上、○契約締結から1年経過という要件があり、「全ての要件を満たす」との表現がないため、それらの内一つを満たせばよいともとれます。手数料の安さなどを理由に、安易にプロへの転換を勧められることは避けるべきであり、全ての要件を満たす旨、明記することが必要です。

以上